

作 業 基 準

平成18年12月 日

信濃川ウォーターシャトル株式会社

目 次

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1章 | 目 的 | 1 |
| 第2章 | 作業体制 | 1 |
| 第3章 | 危険物等の取扱い | 1 |
| 第4章 | 乗下船作業等 | 1 |
| 第5章 | 旅客の遵守事項等の周知 | 2 |

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗務員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 運航管理補助者又は乗務員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、船長が判断し、出航準備が終了次第、気象・水象状況等を考慮した上開始する。

- 2 船長の指示により、乗務員は舷門を開放し、乗降タラップを据え付け旅客の乗船を開始する。
- 3 乗務員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗務員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第6条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨乗務員に合図する。

- 2 乗務員は、旅客が安全に下船できることを確認した後、舷門を開放し、乗降タラップを据え付け旅客を下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領
- (4) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

(第二基準経路を通過する場合の旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、第二基準経路(船通し)通過の際、船内放送等の手段により、旅客に対し次の事項を周知しなければならない。

- (1) 第二基準経路通過中は席を立たないこと。
- (2) 第二基準経路通過中の際には、船が揺れる事があるため注意すること。
- (3) 第二基準経路通過の後、通路を無事通過し終わったこと。